

平成27年7月9日

## 太陽光発電システム等の訪問販売業者に対する 「特定商取引に関する法律」に基づく業務停止命令等について

岡山県は、太陽光発電システム等の設置販売を行っていた訪問販売業者である株式会社日本エコプランニング（以下「同社」という。）に対し、本日、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成27年7月10日から同年10月9日までの3か月間、訪問販売による新規勧誘、申込受付及び契約締結業務を停止するよう命じました。

併せて、同社に対し、岡山県消費生活条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、不適正な取引行為を是正するよう勧告しました。

### 記

#### 1 業者の概要

- (1) 名 称：株式会社日本エコプランニング
- (2) 代 表 者：代表取締役 加地 直人
- (3) 所 在 地：岡山市南区豊成三丁目22番15号（登記簿上）  
現在の所在地は不詳
- (4) 資 本 金：300万円
- (5) 設 立：平成18年4月26日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取引内容：太陽光発電システム、電気給湯器等の住宅設備機器設置販売、  
住宅リフォーム

#### 2 取引の概要

同社は、平成24年5月末日まで岡山市南区豊成に事業所を置き、訪問販売により、太陽光発電システム、電気給湯器等の住宅設備機器（以下、「本件商品」という。）の設置販売等を行っていた。

#### 3 法に基づく業務停止命令の内容

平成27年7月10日から同年10月9日までの3か月間、法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

#### 4 条例に基づく勧告の内容

- (1) 不適正な取引行為を行わないこと。
- (2) 今後、事業を再開する際は、不適正な取引行為を防止するために講じた措置を従業員に対し周知徹底すること。
- (3) 今後、事業を再開する際は、上記4(1)及び4(2)に基づいて講じた措置を岡山県知事へ報告すること。

#### 5 業務停止命令及び勧告の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法及び条例に違反又は該当する行為を行っており、取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

##### (1)：勧誘目的不明示（法第3条）

同社は、本件商品に係る訪問販売をしようとするときに、その勧誘に先立って、消費者に対し、「この辺りのあちこちで電化の工事をしていて、そのついでに寄りました。」「オール電化をしてから1年経つので、具合はどうかと思いますて寄らせてもらいました。」等と告げ、契約の締結について勧誘をする目的である旨を先ず明らかにしなかった。

##### (2)：再勧誘（法第3条の2第2項）

：消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず契約の締結を勧誘すること（条例第16条第2号及び条例施行規則第6条別表の2の(2)）

同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が当該契約を締結しない旨の意思を表示しているにもかかわらず、「国から補助金が出るし、電気代もずっと安くなる。」「余った電気を売れば、7年か8年で元が取れ、後は儲けになるから高いことはない。」「値引きもできますよ、全部で120万円ならどうですか。」等と、引き続き勧誘をしていた。

##### (3)：書面記載不備（法第5条第1項）

：取引に関する重要な情報を提供せず契約を締結させること（条例第16条第1号及び条例施行規則第6条別表の1の(2)）

同社は、本件商品の売買契約を締結した際に、その相手方に交付しなければならない売買契約の内容を明らかにする書面に、次の事項を記載していなかった。

ア 法第4条第3号に掲げる商品代金の支払の時期及び方法

イ 法第4条第4号に掲げる商品の引渡時期

ウ 法第4条第5号に掲げるクーリング・オフに関する事項

エ 法第4条第6号及び法施行規則第3条第2号に掲げる売買契約締結を担当した者の氏名

##### (4)：不実告知（商品の内容に関する事項：法第6条第1項第1号）

：商品の内容について事実と異なることを告げて契約の締結を勧誘すること（条例第16条第1号及び条例施行規則第6条別表の1の(4)）

同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、合理的な根拠がないにもかかわらず、「太陽光にすると、余った電気を売ればお金が入ってくるので、5年で元が取れ、あとは入ってくるお金が儲けになります。」等と不実のことを告げた。

(5)：債務不履行（法第7条第1号）

：債務の完全な履行をせず、商品又は役務を契約の趣旨に従って供給しないこと（条例第16条第5号及び条例施行規則第6条別表の5の(1)）

同社は、締結した本件商品の売買契約及び本件商品の売買契約の解除等によって生ずる債務の全部又は一部の履行について、正当な理由がないにもかかわらず履行しなかった。

## 6 事 例

### 【事例1：法及び条例の違反行為認定】

平成24年1月、消費者A宅に突然やってきた同社の役員Xは、電気給湯器設置工事の勧誘を行い、Aは設置工事を依頼した。

その2, 3日後、X他数名がA宅を訪れ、電気給湯器設置工事をを行い、Xが契約書面を作成し交付した。交付した契約書面には、代金の支払日及び支払方法、契約担当者名等が記載されていなかった。

また、同日、XはAに「太陽光発電をしたら電気代がタダになりますよ。」、「130万円くらいかかるけど、今だと申請すれば、国や県や市町村から30万円の補助金が出るからこちらで申請してあげます。補助金が出れば、実際は100万ですみます。」、「太陽光にすると、余った電気を売ればお金が入ってくるので、5年で元が取れ、あとは入ってくるお金が儲けになります。」等と言い、太陽光発電システム設置工事の勧誘を行った。AはXの言うことを信じ、良い話だと思って設置工事を依頼した。

その翌日、XはA宅を訪れ、太陽光発電システム設置工事の契約書面を作成し交付した。交付した契約書面には、取付予定日、同社の契約担当者名等が記載されておらず、代金129万円の支払日として、契約日の翌日の日付が記載されていた。

Xは「工事は補助金の申請などもあるので、それが通ってから工事にかかるので、工事は4月にかかります。総額で129万円になりますが、内金として100万円を今日入れてください。」と言った。Aは突然の話で困ったがXに説得され支払った。

その2ヶ月後、AはXから残金29万円を支払うよう連絡を受け、支払った。

その後、口頭で約束した4月になっても工事は実施されず、AはXに何度も督促するも、「今日行く予定でしたが、雨が降っていて足場が悪いのでまた連絡します。」「仕事の段取りをしていますので行けません。」、「仕事が忙しくて連絡するのを忘れていた。都合を付けて行きますから。」、「梅雨が明け、夏になったら工事に行きます。」、「夏に工事に行く予定でしたが、暑くて大変なので秋になったら行きます。」、「行こうとしたら、フェリーがドックに入っていて、そちらに行く便がない。」等と言い、平成25年1月まで工事は実施されなかった。

平成25年2月、Aは工事が実施されないことを理由に、Xに工事契約の解除を伝え、Xは契約の解除と代金の返金を了承したが、その後も返金されることはなかった。

平成25年8月、Aは消費生活センターに相談し、契約書面に不備があることからクーリング・オフが可能であるとの助言を受け、クーリング・オフの書面を郵送したところ、「あて書に尋ねあたりません」と返送されてきた。

また、契約書記載の太陽光発電システムの発電量についてメーカーへ確認したところ、5年間で工事代金の元が取れるほどの発電は到底不可能であった。

## 【事例2：法及び条例の違反行為認定】

平成23年12月、同社の役員Yは、1年以上前にオール電化工事を請け負った消費者B宅を訪れ、「この辺りのあちこちで電化の工事をしていて、そのついでに寄りました。」「オール電化をしてから1年経つので、具合はどうかと思いますし寄らせてもらいました。」と言い、Bは、「具合は良いですよ。」と答えた。

するとYは、「実は、電気代がもっと安くなる方法がありますよ。」と言い、Bが興味を示すと、Yは「太陽光発電にすれば、今よりは電気代が安くなる。」「工事費も、補助金が10万円位出るので安くなり、余った電気を売れば7年か8年すれば元が取れるし、その後は金が入ってくるから儲けになる。」等と太陽光発電システム設置工事の勧誘を始めた。Yは工事費について「全部で160か、170万くらいでできますよ。」と言ったが、Bは工事金額があまりにも高かったのでびっくりして断った。するとYは、「国から補助金が出るし、電気代もずっと安くなる。」「余った電気を売れば、7年か8年で元が取れ、後は儲けになるから高いことはない。」と、Bが断った後もなおも強く勧誘した。Bが返事を渋っていると、Yは、「値引きもできますよ、全部で120万円ならどうですか。」と言い、Bはそれだけ安くなるならと契約に同意した。Yはその場で契約書面を作成し交付した。交付した契約書面には、取付予定日が平成24年としか記載されておらず、代金の支払日は工事完了日と記載されていた。するとYは、「工事費は、完成してからでええけど材料費は今欲しいんじゃないけど。」「うちも他に支払わんといけんので、今日95万円払ってください。」と言い、Bが「すぐには払えない。」と答えると、Yは「半分だけでも払ってください。」と言った。Bは、了承するしか無く、同年12月下旬に50万円を同社の口座に振り込みし、翌年1月下旬に集金に来たYに45万円を支払った。この時Yは、「近々工事に来ますから。」と言い、Bは信じて待っていた。

しかしその後、工事は実施されず、BはYへ何度も督促するも、「補助金の決定通知が来なければ工事が出来ないのです。」と言って工事をしなかった。

平成24年4月に補助金の決定通知書が届いた後も工事は行われず、Yは「今日行くつもりだったが、天気予報で岡山は雨マークがついているから行けなくなりました。雨だと、工事が出来なくなりますから。」「盆休みなので、休みが明けたら行きます。」等と言って、同年11月まで工事はされなかった。

同年12月、Bは工事が実施されないことを理由に、Yに工事契約の解除を伝え、Yは契約の解除と代金の返金を了承したが、その後も返金されることはなかった。平成25年5月には同社と連絡がとれなくなった。

## 【事例3：条例の違反行為認定】

平成25年12月、消費者Cは、自宅に設置している電気給湯器の湯が出なくなったことから、平成20年に電気給湯器の設置工事を行った同社に修理を依頼した。その際Cは、電気給湯器の修理と併せて、同社の役員Xに風呂の改修工事を依頼した。風呂の改修工事として、《平成25年12月契約、ユニットバス、手すり工事、バリアフリー工事一式、103万9500円》、《平成25年12月契約、ユニットバス、床下工事分、87万4000円》の2件の契約を締結し、Cは全額前金で

支払った。

その後しばらく経っても、同社の役員XとYがなかなか工事を進めなかったため、Cが契約の解除を申し出たが、XとYは解約に応じなかった。

風呂の改修工事が完了しないまま平成26年5月になると、風呂の改修工事にきたXは、「キッチンが古くなっているから、システムキッチンに換えた方が良いでしょう。冷蔵庫と食器棚もシステムキッチンと一式になっている。」とCを勧誘し、Cは《平成26年5月契約、システムキッチン一式、冷蔵庫一式、食器棚一式、145万8000円》の契約を締結した。

その後もXとYは、風呂の改修工事とシステムキッチンの設置工事にC宅を訪れたが、それら工事を進めず、家屋の傷んだところを見つけては、「修理せんといけん。」「放つといたらいけん。」等と言い、次々と別の工事を勧誘して契約を締結した。全額前金で払っているにもかかわらず契約をした工事の多くは完了しなかった。

平成26年10月になると、Cは同社と連絡をとることができなくなった。Cは騙されたと思い、同月、役場の消費生活相談窓口へ相談をした。

完成していない工事は次のとおりである。

契約月	金額(円)	内 容
H25.12	1,039,500	ユニットバス、手すり工事、バリアフリー工事一式
H25.12	874,000	ユニットバス、床下工事分
H26.4	600,000	脱衣所、基礎、床、カベ工事
H26.5	1,458,000	システムキッチン・冷蔵庫・食器棚一式
H26.6	430,000	I Hクッキングヒーター、食洗機
H26.8	150,000	台所、水まわりベタコン、脱衣所カベ天井工事
H26.8	366,000	エアコン3台工事一式
H26.9	150,000	台所、吊り棚
H26.10	870,000	瓦止め工事一式
H26.10	216,000	屋根工事、しっくい、ラバーストップ
計	6,153,500	